



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年5月19日火曜日 第2066号

◇ 目次 ◇

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正..... 492

県税の収納事務の委託..... 493

指定自立支援医療機関の指定..... 493

建設業者の営業の停止命令..... 493

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 494

土地改良区役員の就退任の届出(10件)..... 494

公 告

土木設計積算システム用端末機の借入れ..... 498

教育委員会公告

平成22年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出

題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について..... 499

警察本部告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... 499

雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示..... 500

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第673号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成5年4月愛媛県告示第576号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成21年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成21年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,237円</u>	13,379円	20歳未満	4,414円	13,511円
20歳以上25歳未満	<u>5,019円</u>	13,379円	20歳以上25歳未満	4,967円	13,511円
25歳以上30歳未満	<u>5,851円</u>	13,599円	25歳以上30歳未満	<u>5,827円</u>	13,721円
30歳以上35歳未満	<u>6,504円</u>	16,549円	30歳以上35歳未満	6,500円	16,392円
35歳以上40歳未満	<u>6,920円</u>	19,703円	35歳以上40歳未満	7,006円	20,072円
40歳以上45歳未満	<u>7,217円</u>	23,141円	40歳以上45歳未満	7,273円	22,646円
45歳以上50歳未満	<u>7,092円</u>	24,581円	45歳以上50歳未満	7,035円	24,157円
50歳以上55歳未満	<u>6,600円</u>	24,836円	50歳以上55歳未満	6,569円	24,380円
55歳以上60歳未満	<u>5,967円</u>	23,411円	55歳以上60歳未満	5,912円	23,892円

60歳以上65歳未満	4,650円	20,756円
65歳以上70歳未満	4,060円	15,230円
70歳以上	4,060円	13,379円

60歳以上65歳未満	4,550円	21,110円
65歳以上70歳未満	4,090円	14,353円
70歳以上	4,090円	13,511円

○愛媛県告示第 674 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成21年 5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都千代田区鍛冶町1丁目8番3号	自動車税（普通徴収のものに限る。）に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務の取りまとめ	平成21年5月1日から 平成22年3月31日
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	東京都港区六本木一丁目八番七号	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	同上
国分グローブチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	同上	同上
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	同上	同上
株式会社ココストアイスト	茨城県土浦市小松二丁目13番1号	同上	同上
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上	同上
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地	同上	同上
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	同上	同上
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	同上	同上
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地	同上	同上
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上	同上
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	同上	同上
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	同上	同上

○愛媛県告示第 675 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年 5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	医療法人住友別子病院	精神通院医療	平成21年 4月1日

○愛媛県告示第 676 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成21年 5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 日 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停止を命じた年月日	営業の停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般・特-18)第000264号	平成18年10月6日	高橋土建株式会社	高橋 宏幸	西条市下島山甲567	平成21年5月11日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 管工事業 造園工事業	平成21年5月19日から平成21年5月21日まで(3日間)	高橋土建株式会社は、平成19年4月12日に、西条市内の空き地において、法定の除外事由がないのに廃棄物である木くず等合計約200キログラムを焼却したとして、同年8月10日、同社の取締役が西条区検察庁に略式起訴され、同月15日、西条簡易裁判所により、罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

○愛媛県告示第677号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年5月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

西予市明浜町田之浜甲361番1から同田之浜甲451番3までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から24点を順次直線で結んだ線並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.98メートル)の公有水面と東3号護岸及び陸との接する線により囲まれた区域

基点(西予市明浜町田之浜 横瀬 四等三角点)は、北緯33度19分04.4781秒、東経132度23分19.2373秒の地点

- 1点は、基点から真北96度56分08秒926.77メートルの地点
- 2点は、1点から真北242度39分28秒10.55メートルの地点
- 3点は、2点から真北241度36分44秒20.11メートルの地点
- 4点は、3点から真北246度31分06秒7.32メートルの地点
- 5点は、4点から真北251度21分12秒9.22メートルの地点
- 6点は、5点から真北258度31分11秒15.52メートルの地点
- 7点は、6点から真北266度18分03秒11.93メートルの地点
- 8点は、7点から真北270度41分46秒15.50メートルの地点
- 9点は、8点から真北271度12分50秒35.94メートルの地点
- 10点は、9点から真北270度43分08秒9.23メートルの地点
- 11点は、10点から真北274度55分09秒17.65メートルの地点
- 12点は、11点から真北281度39分25秒4.19メートルの地点
- 13点は、12点から真北286度34分11秒11.26メートルの地点
- 14点は、13点から真北293度16分38秒10.01メートルの地点
- 15点は、14点から真北300度44分00秒12.19メートルの地点
- 16点は、15点から真北305度33分04秒14.69メートルの地点
- 17点は、16点から真北305度29分32秒12.67メートルの地点
- 18点は、17点から真北305度51分58秒13.46メートルの地点
- 19点は、18点から真北310度19分20秒15.82メートルの地点

- 20点は、19点から真北317度40分11秒11.48メートルの地点
- 21点は、20点から真北324度27分17秒12.31メートルの地点
- 22点は、21点から真北331度53分30秒15.04メートルの地点
- 23点は、22点から真北336度17分55秒14.26メートルの地点
- 24点は、23点から真北336度55分24秒36.62メートルの地点

(3) 面積

3,911.57平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成15年10月21日 愛媛県指令15港第10226号

4 しゅん功認可年月日

平成21年5月19日

○愛媛県告示第678号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市和泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年5月19日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 永 哲	松山市和泉北三丁目3番22号
"	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20番25号
"	大 野 幸 良	松山市和泉北三丁目6番12号
"	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目3番13号
"	堀 内 重 機	松山市和泉南五丁目9番38号
"	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目5番10号
"	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13番32号
監 事	堀 内 影 久	松山市和泉北三丁目7番14号
"	飯 泉 孝 照	松山市和泉北三丁目13番32号

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 永 哲	松山市和泉北三丁目3番22号
"	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20番25号
"	大 野 幸 良	松山市和泉北三丁目6番12号
"	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目3番13号
"	堀 内 重 機	松山市和泉南五丁目9番38号
"	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目5番10号
"	飯 泉 孝 照	松山市和泉北三丁目13番32号
監 事	堀 内 影 久	松山市和泉北三丁目7番14号
"	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13番32号

○愛媛県告示第 679 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 勲	松山市谷町132番地
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379番地
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133番地 1
"	山 口 宏	松山市谷町14番地
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38番地 2
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26番地 3
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36番地 1
"	門 屋 一 臣	松山市谷町306番地
"	門 屋 泰 三	松山市谷町316番地
監 事	寺 井 雅 信	松山市谷町330番地
"	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 勲	松山市谷町132番地
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379番地
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133番地 1
"	山 口 宏	松山市谷町14番地
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38番地 2
"	谷 岡 武 雄	松山市谷町451番地 1
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36番地 1
"	門 屋 一 臣	松山市谷町306番地
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26番地 3
監 事	寺 井 雅 信	松山市谷町330番地
"	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474番地 1

○愛媛県告示第 680 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 一 郎	松山市西石井六丁目12番12号
"	白 石 公 明	松山市西石井五丁目14番 1 号
"	松 田 辰 美	松山市西石井五丁目10番28号
"	西 岡 国 雄	松山市西石井四丁目 8 番 3 号
"	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15番 5 号
"	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目 8 番29号
"	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目 2 番17号

"	関 谷 統 一 郎	松山市西石井一丁目 6 番41号
監 事	八 束 敦 美	松山市西石井一丁目 2 番27号
"	榎 股 高 明	松山市西石井三丁目 2 番12号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 一 郎	松山市西石井六丁目12番12号
"	白 石 公 明	松山市西石井五丁目14番 1 号
"	松 田 辰 美	松山市西石井五丁目10番28号
"	西 岡 国 雄	松山市西石井四丁目 8 番 3 号
"	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15番 5 号
"	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目 8 番29号
"	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目 2 番17号
"	白 石 幸	松山市西石井五丁目14番31号
監 事	八 束 敦 美	松山市西石井一丁目 2 番27号
"	榎 股 高 明	松山市西石井三丁目 2 番12号

○愛媛県告示第 681 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仲 田 理 男	松山市東長戸三丁目 3 番 8 号
"	門 屋 章 範	松山市東長戸三丁目10番32号
"	永 田 時 雄	松山市東長戸二丁目11番23号
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 番 5 号
"	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目 7 番37号
"	永 田 利 久	松山市東長戸二丁目10番25号
"	安 田 稔	松山市東長戸二丁目10番24号
監 事	浅 岡 環	松山市東長戸一丁目 2 番17号
"	安 田 淪	松山市東長戸三丁目 3 番 7 号
"	永 田 光 孝	松山市東長戸二丁目 7 番35号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仲 田 理 男	松山市東長戸三丁目 3 番 8 号
"	門 屋 章 範	松山市東長戸三丁目10番32号
"	安 田 淪	松山市東長戸三丁目 3 番 7 号
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 番 5 号
"	安 田 傑	松山市安城寺町 1 番地11
"	永 田 時 雄	松山市東長戸二丁目11番23号
"	安 田 稔	松山市東長戸二丁目10番24号
監 事	浅 岡 環	松山市東長戸一丁目 2 番17号
"	安 田 文 雄	松山市東長戸三丁目 8 番15号
"	永 田 光 孝	松山市東長戸二丁目 7 番35号

○愛媛県告示第 682 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	相 原 秀 夫	松山市水泥町1141番地
"	重 松 秀 治	松山市水泥町1121番地 1
"	佐 伯 君 隆	松山市水泥町1171番地
"	永 田 哲	松山市水泥町1111番地
"	重 松 正 史	松山市水泥町1087番地
"	重 松 孝 束	松山市水泥町1090番地
"	仙 波 孝 夫	松山市水泥町1082番地
"	柴 田 京 子	松山市水泥町887番地
"	野 村 正 利	松山市水泥町665番地
監 事	重 松 利 昭	松山市水泥町1098番地
"	永 田 俊 誠	松山市水泥町1157番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 俊 誠	松山市水泥町1157番地
"	重 松 秀 治	松山市水泥町1121番地 1
"	重 松 敬 二	松山市水泥町1166番地
"	重 松 五 夫	松山市水泥町1165番地 1
"	重 松 清 美	松山市水泥町1053番地
"	重 松 裕 二	松山市水泥町1065番地 2
"	重 松 利 昭	松山市水泥町1098番地
"	渡 部 秋 男	松山市水泥町1025番地
"	片 山 晋	松山市水泥町633番地
監 事	重 松 長 壽	松山市水泥町1081番地
"	柴 田 隆	松山市水泥町887番地

○愛媛県告示第 683 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 内 茂	伊予市宮下13番地
"	坪 内 寛	伊予市上野1335番地
"	小笠原 通 夫	伊予市上三谷2235番地
"	水 口 武	伊予市上三谷1080番地
"	日 野 遼 一	伊予市下三谷1623番地
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地 1
"	高 橋 恒 範	伊予市上吾川1555番地

"	山 田 了 明	伊予郡松前町南黒田675番地
"	町 田 矩 彦	伊予郡松前町大字横田164番地
監 事	池 内 正 一	伊予市宮下408番地
"	篠 崎 詢	伊予市下三谷885番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 智 寛	伊予市宮下1805番地
"	渡 邊 芳 春	伊予市上野1710番地
"	小笠原 通 夫	伊予市上三谷2235番地
"	武 智 武	伊予市上三谷1415番地 1
"	高 橋 政 秀	伊予市下三谷1533番地
"	日 野 遼 一	伊予市下三谷1623番地
"	高 橋 恒 範	伊予市上吾川1555番地
"	山 田 了 明	伊予郡松前町南黒田675番地
"	町 田 矩 彦	伊予郡松前町大字横田164番地
監 事	篠 崎 恒 一	伊予市上野2111番地 1
"	曾 根 保 一	伊予市上三谷2646番地

○愛媛県告示第 684 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 義 明	松山市下伊台町1815番地
"	白 石 信 夫	松山市上伊台町133番地
"	寺 本 政 義	松山市下伊台町544番地
"	神 野 健	松山市下伊台町1196番地
"	谷 久 富士男	松山市下伊台町809番地 2
"	吉 田 正 志	松山市下伊台町299番地 2
"	松 岡 孝 雄	松山市下伊台町1021番地
"	山 本 公 弘	松山市下伊台町1005番地
"	松 本 英 治	松山市下伊台町1776番地
"	山 本 誠	松山市上伊台町757番地
"	松 浦 景 一	松山市上伊台町912番地 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145番地
"	川 端 悦 延	松山市上伊台町203番地
監 事	西 山 国 広	松山市下伊台町1458番地 2
"	中 山 忠 昭	松山市上伊台町706番地
"	松 本 泉	松山市下伊台町1003番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 義 明	松山市下伊台町1815番地
"	白 石 信 夫	松山市上伊台町133番地
"	中 野 勝 義	松山市下伊台町1432番地 1
"	神 野 健	松山市下伊台町1196番地

"	谷 久 富士男	松山下伊台町809番地 2
"	築 山 正	松山下伊台町433番地 2
"	萩 野 明 雄	松山下伊台町388番地
"	山 本 公 弘	松山下伊台町1005番地
"	松 本 英 治	松山下伊台町1776番地
"	山 本 誠	松山市上伊台町757番地
"	松 浦 景 一	松山市上伊台町912番地 4
"	木 戸 正 明	松山市上伊台町160番地
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142番地
監 事	重 松 一 広	松山下伊台町1733番地 2
"	中 野 博	松山市上伊台町145番地
"	三 好 清 敏	松山下伊台町541番地

○愛媛県告示第 685 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052番地
"	伊 豫 田 彪	松山市南吉田町1105番地
"	鷓 箆 洋	松山市南吉田町910番地
"	河 崎 文 夫	松山市南吉田町914番地
"	鷓 箆 高	松山市南吉田町1087番地
"	高 須 賀 宏 一	松山市南吉田町338番地 2
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050番地
"	神 野 満 行	松山市南吉田町1515番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	安 高 進	松山市南吉田町1105番地
"	伊 豫 田 彪	松山市南吉田町1105番地
"	鷓 箆 洋	松山市南吉田町910番地
"	堀 岡 忠 勝	松山市南吉田町913番地 1
"	乘 松 正 道	松山市南吉田町1045番地

"	高 須 賀 宏 一	松山市南吉田町531番地 1
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	花 岡 治 利	松山市南吉田町1803番地
"	神 野 満 行	松山市南吉田町1515番地

○愛媛県告示第 686 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 剛 三	松山市馬木町155番地
"	大 内 博 久	松山市馬木町198番地 1
"	野 中 弘 文	松山市馬木町96番地 1
"	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地 1
"	野 本 泰 夫	松山市馬木町131番地
"	渡 部 淳 孝	松山市馬木町52番地
"	矢 野 健 次	松山市馬木町310番地
監 事	矢 野 幸 夫	松山市馬木町143番地
"	須 賀 素 臣	松山市馬木町93番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 剛 三	松山市馬木町155番地
"	大 内 博 久	松山市馬木町198番地 1
"	野 中 弘 文	松山市馬木町68番地 2
"	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地 1
"	矢 野 幸 夫	松山市馬木町143番地
"	渡 部 淳 孝	松山市馬木町52番地
"	矢 野 健 次	松山市馬木町310番地
監 事	須 賀 浩 一 郎	松山市馬木町110番地
"	須 賀 素 臣	松山市馬木町93番地

○愛媛県告示第 687 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月19日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 元 收	松山市三町三丁目14番15号
"	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13番28号
"	三 好 健 次 郎	松山市三町二丁目13番26号
"	村 上 健 一	松山市三町一丁目 3 番10号

〃	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目 4 番10号
〃	竹 村 寿 雄	松山市三町二丁目 4 番 7 号
〃	高 石 年 雄	松山市三町二丁目15番12号
監 事	池 田 恒 隆	松山市三町三丁目15番23号
〃	石 丸 久 子	松山市三町三丁目16番32号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 元 收	松山市三町三丁目14番15号
〃	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13番28号
〃	三 好 健次郎	松山市三町二丁目13番26号
〃	村 上 健 一	松山市三町一丁目 3 番10号
〃	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目 4 番10号
〃	石 丸 巽	松山市三町三丁目16番24号
〃	高 石 年 雄	松山市三町二丁目15番12号
監 事	池 田 恒 隆	松山市三町三丁目15番23号
〃	大 西 敏 明	松山市三町三丁目 6 番15号

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 5月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土木設計積算システム用端末機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
パーソナルコンピュータ 227 台、ハブ69台及びルータ 5 台
(ソフトウェア一式、搬入、据付、撤去、データ移行、調整を含む)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成21年10月 1 日から平成25年 9月30日まで
- (5) 借入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1 月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 営業種別「その他」営業種目「レンタル・リース」又は、営業種別「文具・事務用機器類」営業種目「事務機器」について平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達契約締結希望」の登録をしている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室
システム管理係
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089) 912 - 2649
- (2) 入札書の受領期限
平成21年 6月29日(月)午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成21年 6月29日(月)午前10時
愛媛県庁第二別館 5 階土木部入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 135 条から第 137 条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Personal Computer 227 units , Hub 69 units , Router 5 units
- (2) Time limit of tender: 10:00 a . m . , 29 June 2009

(3) For further information , please contact: System Administration Section , Technology and Planning Office , Public Works Administration Division , Administration Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2649

教育委員会公告

○公 告

平成22年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

平成22年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

平成21年 5月19日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）に示されている各教科の目標及び内容並びに平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年6月文部科学省告示第99号）5(4)の規定により平成21年度の第3学年の理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	平成22年3月10日（水）及び同月11日（木）	平成22年2月9日（火）	平成22年4月2日（金）
合格者の発表の日	平成22年3月18日（木）	平成22年3月18日（木）	平成22年4月5日（月）

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

ア 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第61号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成21年3月文部科学省告示第39号）第2(3)の規定により平成21年度の第3学年の理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

イ 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第62号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	平成22年3月5日（金）
合格者の発表の日	平成22年3月19日（金）

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）に示されている各教科の目標及び内容並びに平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年6月文部科学省告示第99号）5(4)の規定により平成21年度の第3学年の理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

警察本部告示

○愛媛県警察本部告示第1号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成18年10月愛媛県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正し、平成21年6月1日から施行する。

平成21年 5月19日

愛媛県警察本部長 牛 嶋 正 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			

警察官（選考職）採用試験	総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験科目名及び検査種目名	省略		警察官（選考職）採用試験	総合得点及び総合順位	省略	
警察職員（選考職）採用試験	総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験科目名及び検査種目名	省略		警察職員（選考職）採用試験	総合得点及び総合順位	省略	
警察臨時職員採用試験	総合得点、総合順位並びに一定の基準に達しない試験科目名及び検査種目名	省略		警察臨時職員採用試験	総合得点及び総合順位	省略	
省略				省略			

雑 報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示
 理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第20回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。
 平成21年 5月19日

財団法人理容師美容師試験研修センター
 理事長 荒 賀 泰 太

- 1 試験期日
 - (1) 理容師実技試験 平成21年 8月3日（月）
 - (2) 美容師実技試験 平成21年 7月27日（月）から
 - (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成21年 9月6日（日）
- 2 試験地
愛媛県
- 3 試験会場
 - (1) 理容師実技試験
松山市一番町一丁目1番1号
国際トータルビューティカレッジ
 - (2) 美容師実技試験
松山市小栗六丁目1番26号
愛媛県美容専門学校
 - (3) 筆記試験
松山市文京町3番
愛媛大学 教育学部講義棟
- 4 受験願書の配布場所
理容師美容師養成学校
松山市本町七丁目2番地
愛媛県本町ビル2階

- 財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所
- 5 受験願書の提出先
郵送受付分
〒135 - 8507 東京都江東区有明三丁目1番地25
有明フロンティアビルB棟9階
財団法人理容師美容師試験研修センター試験部
対面受付分（6 / 1 ~ 6 / 5のみ）
〒790 - 0811 松山市本町七丁目2番地
愛媛県本町ビル2階
財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所
 - 6 受験願書の受付期間
平成21年 5月11日（月）から平成21年 6月5日（金）まで（6月5日の消印まで有効）
ただし、対面受付は平成21年 6月1日（月）から平成21年 6月5日（金）までの午前10時から午後4時まで
 - 7 詳細についての問い合わせ先
〒790 - 0811 松山市本町七丁目2番地
愛媛県本町ビル2階
財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所
電話 089 - 924 - 0804
F A X 089 - 989 - 1333